

第 80 回 地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会 議事概要

開催日時：平成 30 年 10 月 9 日（火） 9：57～10：36

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎 4 号館 8 階）

出席者：

〔提案募集検討専門部会〕 高橋滋部会長（司会）、伊藤正次構成員、勢一智子構成員、野村武司構成員

〔政府〕 山野謙内閣府地方分権改革推進室次長、加瀬徳幸内閣府地方分権改革推進室次長、齋藤秀生内閣府地方分権改革推進室参事官、小谷敦内閣府地方分権改革推進室参事官、須藤明裕内閣府地方分権改革推進室参事官

※各府省の出席者については配布資料を参照

主な議題

平成 30 年の提案募集方式に係る重点事項について（関係府省からのヒアリング）

関係府省からの提案内容の説明の後、質疑応答を行った。主なやりとりは次のとおり。

<通番11：学校給食費に係る児童手当からの特別徴収（内閣府、文部科学省）>

（高橋部会長）まず、総論的な話を私のほうからさせていただきたいと思う。強制徴収を可能とする方向で検討すると昨年の閣議決定であったが、実質はなかなか難しいという話だった。では、閣議決定との関係をどのようにお考えか。

（文部科学省）冒頭にお詫び申し上げたとおり、文部科学省としては、法制的な検討を経て、可能であれば学校給食費の強制徴収を実現したいということで検討してきたところ。昨年度、十分に法制的な検討を進めるべきであったが、法制局への相談等、あるいは他省庁における法律の意味するところを、十分な精査を行わず、これらに対応したということについて、改めてお詫びを申し上げたい。

強制徴収が不可能だということではなく、学校給食法の制定以来、学校設置者と保護者との協力により実施をするものという学校給食の位置付けからして、地方公共団体に義務を課して実施しなければならない公共性、公的性質を有するとまでは言えず、また、食材費であることから反対給付の関係が明確である、あるいは裁判上の手続をとっている件数も少ないというようなことがあり、学校給食費の強制徴収を実現することは困難ということが現時点における法制的な検討であることから、これらにつきまして御理解を賜りたいと考えておるところ。

（高橋部会長）説明は理解した。詳しく法制的検討をしていただいたということは頂いた資料でわかる。ただ、提出後の作業日はない時点でかなり法制的な詳しい話を示され、組織的な検討が一切できないままこのヒアリングになってしまったという経過がある。そういう意味では、はっきり言って、この提案については、1次ヒアリングもそうだが、2次ヒアリングも十分に機能していない。

要するに、お互いに法制的に検討した上で、ここはどうなのかという深めた議論ができていない状態であると言わざるを得ない。しっかりとした法制的な検討をしていただいたわけだが、それを踏まえて、もう少し時間をかけて意見交換をしたいと思っている。そのことについてはくれぐれもよろしくお願ひしたいと思うが、そこはいかがか。

（文部科学省）資料の整理、また、提示が大変遅くなりましたことは改めてお詫び申し上げたい。強制徴収であることから、公債権の立て方については、それを位置付ける要件等について、しっかりとした整理が必要と考え、私どもとして作業をしてきたところ。繰り返しではあるが、内閣法制局への相談や関係省庁への法律上の観点の確認が大変遅くなり、これらの資料の提示が遅くなったことを改めてお詫び申し上げる。これらについて、しっかりとした検討を賜れるよう、私どもとしても対応してまいりたい。

（高橋部会長）改めて議論をすることをくれぐれもお願ひしたいということと、内閣法制局に話した際に、法制的な検討では強制徴収は困難ではないかということになったのか。要するに、諸般の経緯から、立法化は文部科学省としては政策判断として適当ではないという判断に至った。こういう理解で受けとめてよろしいか。

（文部科学省）法制的に、できる規定でこうした強制徴収を可能としている法律もあるので、全く不可能なのかということについては、検証の余地はあろうかと思っているが、私どもとして、改めて検討したところ、学校給食費について大量、反復的に滞納が生じていて、学校給食の実施が危ぶまれるような状況ということも見て

とれない。そのような状況であれば当然強制徴収について検討することになると考えているところだが、学校給食の在り方が、冒頭に申し上げたとおり、学校設置者と保護者との協力により実施するものとしてきたところであることから、これら諸般の事情に鑑みると、強制徴収を実現することが困難ではないかと考えておるところ。

(伊藤構成員) 法制的に検討いただいたところでなかなか難しいということは理解しているが、幾つか伺いたい。

1つは、先ほど学校給食費というのは反対給付として明確に費用とそれに対する効果というか、便益が対応関係にあるという話だったが、実質的には食材費であり、それ以外のサービス全体に対する対価という性格は持っていないわけであり、かつ無料で提供しているところもあるということなので、必ずしも反対給付としての性格が明確ということは言えないのではないか。

それから、大量、反復という話だが、未納率がかなり低くなっていて、それも少しずつ微減傾向にあるという話があった。内閣府に伺いたい。もし御存じであれば、同じ児童手当の関係で強制徴収ができる保育料に関しては、未納率とか強制徴収の件数とか、そういう実態を把握しているのかどうか。それと比較した場合に学校給食費の問題はどのように理解できるのかを伺いたい。

(文部科学省) まず、私のほうから答えさせていただくが、9ページの2段落目に記載しているところ。必要な経費のうち、施設・設備に要する経費や人件費など、学校給食を構成する大きな要素については、児童生徒や教職員等において負担を分割しづらいものとして、学校設置者が一体的に負担する必要性は見出される。しかしながら、個々の児童生徒が食する食事の食材費であることから、私が理解するところ、食材費については反対給付の関係が明確で負担を区分できるものであり、負担がなければ提供しないことも許され、学校設置者が学校給食の実施に必要な経費を一体的に負った上で学校給食費を徴収することをしなければ、学校給食を実施できないものではないというように法制局にも説明を申し上げ、御理解を賜ったところ。

(内閣府) 保育料の未納率等々は別の部署が担当している。事前に伺ってなかったので、手元に数字がないが聞けばわかると思う。少なくとも申し上げられることとして、児童手当から保育料の特別徴収を行うことを可能とするという規定を設けたのは平成23年度であるが、その当時に保育料は既に児童福祉法上強制徴収可能な公債権であることが規定されていたという経緯は紹介させていただく。保育料の徴収状況については、担当部署に確認したいと思う。

(伊藤構成員) 先ほどの負担がなければ給食を提供しないことも許されるという話で、法制的にはそうだが、学校の現場で実際に学校給食費を払っていない子ども、児童に対して給食を提供しないということは恐らく実質的にはできないと思う。その面からも、本当にきちんと負担と給付の関係が明確になっているのかどうかというのは、やや疑問がある。

あとは仮に法制的な対応ができなくても、今回の問題に対して対応策を4点ほどお示しいただいている。そもそもこの提案があったのは、やはり未納のものを回収するための教員の負担が、件数は少なくとも非常に大きいという、一種の教員の働き方改革にかかわる問題がある。しかし、対応策を見る限り、また裁判手続を始めるとか、もっと現場に負担がかかるような提案になっている。仮に対策を考えるにしても、もう少し現場の状況を踏まえていただきたいということを最後に申し上げたい。

(文部科学省) 私どもとして、教員の働き方改革については大変重要な課題であり、そうした中で、学校給食費の公会計化ということもしっかりと取り組んでいかなければいけないということは、これまでこの場でも御指摘を賜っていることから、私どもとして取り組んできたところ。

その上で、先ほどから言っていることだが、仰るとおり、反対給付の関係だけでこの要件を位置付けるということは若干難しいところがあり、1つは公共性、公的性質という話を差し上げ、今の反対給付の関係についても1つ、それから、大量、反復的であるというような要件もある。こうしたものをあわせ見ると、なかなかそうしたものを強制徴収の対象として位置付けることは困難ではないかということを法制局でも判断いただいているところ。

(高橋部会長) 1つは、内閣法制局には、「こういう制度にしたら、これは法制的に駄目なのですか」と話しをするのが原則である。要するに、「こうしたいのですけれども」と言って、これは法制的に問題があるかどうかの話を聞くためであって、駄目な理由を内閣法制局に説明するという仕方は、閣議決定における強制徴収を可能とする方向で検討するという方向とは逆の方向なのではないかと思う。

繰り返すならば、駄目な理由を説明して内閣法制局に認めてもらうということは、閣議決定の方向とは全く逆の方向で、「こういう方向でやりたいのですが、何か法的に問題点はありますか」と言って内閣法制局に

聞くのが正しく閣議決定を踏まえた方向だと思う。御省の説明の仕方は、今述べたようにしか聞こえないようなことがあることから、そこは更に議論したい。

それから、法制的に詰めていただいたということにつきお礼を申し上げたが、いろいろとこれを踏まえて議論したいことはいっぱいある。港湾法や漁港漁場整備法については、整備計画を位置付けているだけで、具体的な義務を課していない。計画に乗れば整備義務があるだけ。そういう意味では、必ずしも義務というようにしているわけではない。学校給食法というものが、基本的にはやはり公的なものであるということは伊藤構成員も仰っていましたし、いろいろとこの資料については、私は法律学者としてはいっぱい聞きたいことがある。しかし、このようなやり取りのための時間がない。

これで2次ヒアリングが終わってしまうと、我々は文部科学省に言う機会がない。要するに、閣議決定で平成29年の対応方針で、強制徴収する方向で検討するということについて、法制的にできないと仰っていますことについて、今の段階で我々は「うん」というふうには言えない。これはぜひとも、もう一回きちんとして何らかの形で議論の場を設けていただければありがたい。公営住宅の案件のときにはかなり詰めて国土交通省と議論したが、場合によっては同じようなやり方もあり得ると思うので、そこは事務局とよく相談していただければありがたい。事務局はそういう方向でよろしいか。

(小谷参事官) まだまだこれから検討が必要と思う。

(高橋部会長) 次の省庁が待っているの、とりあえずこれまでとさせていたきたい。引き続き、よろしくお願ひします。

(文部科学省) 貴重なお時間を賜りまして、ありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。また事務局とも相談して対応してまいりたい。

<通番 50：海区漁業調整委員会の補欠選挙の実施要件の見直し（農林水産省）>

(高橋部会長) 規制改革推進会議の農林部会の検討状況について承知していないのだが、スケジュール的にはどうお考えか。

(農林水産省) 現在、部内で調整中だが、この海区漁業調整委員会の関係の規定を含め、漁業法の改正について、可能であれば、この秋の臨時国会への提出を目指して、そこを視野に入れて検討を行っている状況である。

(高橋部会長) 臨時国会か。

(農林水産省) 当然、成案がなればということだが、基本的なスケジュール感としては、そこを目指している。

(高橋部会長) 漁業法の改正法案には、海区漁業調整委員会の話も入るといふことか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) そういう意味では、12月に予定している対応方針の閣議決定までには、大体の結論が出ているといふことか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 承知した。現時点では、法案を提出するかどうかについて、確約はできないといふことか。

(農林水産省) 然り。

(高橋部会長) 現在、細部を調整中とのことで、国会審議の状況によっては、必ずしも法案を提出できるわけではないと思うので、もし間に合わなければ、地方分権一括法で措置することは考えられないか。提案部分だけすくい取って部分的に改正するといふことは、地方分権一括法ではよくある話なので、国会審議の状況により、法案提出や審議が間に合わなかった場合については、地方分権一括法で措置するといふ選択肢はあり得ないか。

(農林水産省) 技術的には考えられると思う。ただし、先ほど申し上げたとおり、今回は海区漁業調整委員会の委員の選出方法だけではなく、例えば、構成員の考え方等、そのような点の見直しを含めて検討しているところなので、できれば委員構成の見直しと共に選出方法の見直しも措置するといふことが、基本的には望ましいのではないかと考えている。

(高橋部会長) 現時点では、そのような回答になってしまうと思うが、最終的には、いつ頃までに対応方針の閣議決定の方向性を決めなければならないか。

(齋藤参事官) 最終的には、12月末頃を予定している。

(高橋部会長) 事務局とよく相談していただいて、仮に秋の臨時国会等における見通しが立たないといふことであれば、地方分権一括法の附則に一文入れれば良い。地方分権一括法の附則で、当分の間はこのように措置するといふ一文を入れれば良い。そのような附則は数多くあるし、今回の提案は制度の根幹的な話ではない。補

欠選挙の実施要件を緩和するという単なる附則なので、法律的には可能なのではないかと思う。ぜひ事務局とよく相談いただいて、今年度中に提案団体の提案が実現できるようお願いしたい。

(農林水産省) 提案団体の要望が実現できるようにという観点は、私どももしっかりと受けとめているので、具体的な状況等を踏まえて、また事務局とよく相談させていただければと思う。

(野村構成員) やや単純な質問になるが、確かに地方公共団体が置く委員会として公選制をとっているというのは、今どき奇異な感じもする。一方で、この提案に関連して、海区漁業調整委員会の委員の選出方法の見直しについては、任命制という方向で検討していることに対しての漁業者の受けとめ等は把握されているのか。

(農林水産省) 歴史ある制度なので、意見としては様々なものがある。公選制が良いという意見も当然あるし、現在は実態上そこまで活用されていないので、実態を踏まえれば、別の選出方法もあり得るのではないかとの意見もある。特に漁業者からの意見としては、両方あるという認識である。

(野村構成員) 具体的に意見聴取されたということか。

(農林水産省) この件に限らず、今回の水産改革は、漁業の基本的な仕組みの全体にわたる見直しになっているので、漁業者団体あるいは漁業者、それ以外にも地方公共団体関係者とも意見交換させていただいている。その中で、そのような意見が出てきている。

(野村構成員) 選挙の負担の話はよく分かるが、改革の結果として誰も望んでいなかったものになってしまうと、少し本末転倒な気もするので、意見交換の中でより詳しい情報があれば、お聞きできればと思う。

(高橋部会長) それでは事務局とよく相談いただき、望ましい方向になるよう、よろしくお願いしたい。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)